

日本ビタミン学会 役員を選出に関する規程

第1条 定款第20条及び第21条に基づき、理事の選任、会長、業務担当理事の選定、及び監事の選任等に関する事項は本規程に定める。

(理事)

第2条 理事は、次の手順を経て、総会において選任する。

- (1) 理事会において、原則として理事、代議員、幹事から理事候補者を選出
- (2) 総会において理事を選任

第3条 理事候補者は、次の条件を満たしていなければならない。

- (1) 正会員歴5年以上であること
- (2) 当法人の目的を達成するために尽力できること

(会長、業務担当理事の選定)

第4条 会長、業務担当理事は、理事会において第2条の理事の中から選定する。

(監事)

第5条 監事は、次の手順を経て、総会において選任する。

- (1) 理事会において、監事候補者の選出
- (2) 総会における選任の決議

第6条 理事会は、次の各号の基準全てに該当する者を、監事候補者に推薦する。

- (1) 会計監査等に関する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条及び124条の職務を行うことにふさわしい経験等を有する者
- (2) この法人において監事にふさわしいと認められる者

第7条 監事は理事会に出席することとする。但し、議決権は持たない。

第8条 監事が任期中に辞任等欠けた場合は、理事会は、後任の監事候補者を選出し、総会で選任する。但し、後任者の任期は前任者の任期の満了する時までとする。

(規程の変更)

第9条 この規程の改廃は理事会の決議による。

附 則

1. この規程は、法人法第22条に定める設立の登記の日より施行する。
2. この改正は、平成26年6月12日より施行する。